

必ず
チェック

最低賃金



時間
額

854円

大分県内で働くすべての労働者に適用されます。

ただし、下記の特定（産業別）最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。

特定最低賃金

時間額

効力発生日 | 令和4年12月25日

鉄鋼業

1,010円

非鉄金属
製造業

965円

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

896円

自動車・同附属品製造業、
船舶製造・修理業、
船用機関製造業

916円

自動車
(新車)小売業

902円

適用除外

次に掲げる適用除外者については、特定最低賃金の適用が除外され、大分県最低賃金が適用されます。

①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の

I. 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗淨、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

II. 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

最低賃金に関するお問い合わせは、大分労働局賃金室
又は最寄りの労働基準監督署へ

大分労働局 賃金室	☎ 097-536-3215
大分労働基準監督署	☎ 097-535-1512
中津労働基準監督署	☎ 0979-22-2720
佐伯労働基準監督署	☎ 0972-22-3421
日田労働基準監督署	☎ 0973-22-6191
豊後大野労働基準監督署	☎ 0974-22-0153

最低賃金特設サイト

- 最低賃金の決め方は？
- 最低賃金のチェック方法は？

あなたの賃金は
大丈夫？

不安に思ったら

- 比較チェック

